

平成22年度  
第4回 事務所移転検証委員会

平成22年8月5日（木）

【 議事録（要録） 】

（財）武蔵野市福祉公社

（社福）武蔵野市民社会福祉協議会

平成22年度 第4回 事務所移転検証委員会 【 議事録（要録） 】

- 1 日 時 平成22年8月5日（木）  
午後6時00分から午後8時10分まで
- 2 会 場 武蔵野公会堂（第一、第二会議室）
- 3 委 員 委員長 前川 智之 （出席）  
委員長職務代理 黒竹 光弘 （出席）  
委 員 青山 伸一 （出席）  
委 員 谷 明彦 （出席）  
委 員 平澤 千鶴子 （出席）
- 4 事務局 【福祉公社】会田理事長、河中常務理事、藤井総務課長、  
【市民社協】伊藤会長、三輪常務理事、福岡事務局長、  
【市】三澤健康福祉部長、鎌田生活福祉課長、他
- 5 傍聴者 10名

6 議 事

- 福祉公社常務理事 時間になりましたので、委員会を始めさせていただきます。
- 委員長 27、28、29日のそれぞれの会合について、要点を中心にご説明ください。
- 福祉公社常務理事 それでは、27日から29日にかけての要旨については、市民社協事務局長から説明いたします。
- 市民社協事務局長 では、3日間にわたりまして行われました懇談会についての要旨をお話し申し上げます。

まず7月27日は、評議員との懇談会を開催しています。質疑と、それに対する答えということでお話しします。まず、社協の社屋については、地域活動として、市民の方にとってわかりやすい場所が良いのではないかと、そのためには保健所の運用にしても、図書館の跡地利用も行政がもう少し努力をしてほしいという意見がありました。その中で、仮に旧の図書館跡地に移転可能性があるとしても、旧図書館跡地に移転するまでの一時移転先の公共施設が現実的に無いということ、それから保健所については、都に確認した結果全部使っているということであったとお答えしています。さらに、社協と公社の今後の関係ですが、統合を将来的に考えていくべきという課題が職員に共有されていないのではというご指摘があり、地域活動のリーダー的存在のモチベーションがなくなってしまうとのことでした。その中で、委員として、それらを法人の会に、

それからコミュニケーションの場で論議することが必要であると答えています。4つの基本的事項についてお話がありました。法人のあるべき姿に関わらず再構築すべきではないかとの意見であり、それに対して、基本事項は、仮説を立ててとらえているというお答えをしています。福祉は一本化していないという印象があり、社協はこうしたところの窓口になってほしい、また、災害時のあり方にしても、要援護者は高齢者とは限らないという意見でした。その中で、福祉は、漏れがあってはいけない、これらを埋めるのが福祉公社と市民社協であり、その辺りのあるべき姿を考えるべきだという答えを出しています。場所の選定について検証委員会はどこまで踏み込むかという質問がありました。その中で、委員会は結論を出すものではなく、判断の絞りやすいところまで方向づけをつけたいということで答えています。もう一つ、評議員のほうからは、拠点としては中央ゾーンに配置すべき、10年から15年先を見越した議論がないとそのまま時代遅れになるという意見があり、これについては、市、社協、公社が議論すべきということで、委員より答えています。最後になりますが、ハード、ソフトの議論の間に被災したらどうするかという難題の中で、現段階ではハードを優先してソフトを同時進行させるべきという意見もありました。ソフトも踏まえないと移転もうまくいかないため、迅速に対応したいと答えています。

続きまして、28日は、地域関係団体との意見懇談会を開催しています。これには、委員の先生方は参加していただいております。実務者会議との意見の交換をさせていただきました。その中で、ここも5、6点意見が出ています。まず市として福祉公社、市民社協の位置づけはどのようにとらえているのか、また、長期計画にのせていく方向性についてはどうなのかという質問がありました。それに関して、市のほうからも、公社と社協というのは行政の代替機能と、それから補完機能があるものと答えています。その他、公共用地の使用については、長期計画の議論を前提としているため不可となっていると答えています。長期計画の中では、行政目的で使用するものを優先すると同時に、図書館跡地の活用方法については現在何も決まっていないため、両法人での使用を先に議論することはできないと答えています。市は市民社協をどうとらえているのかという質問に関して、市民との協働である地域福祉が最も重要であると同時に、市民社協については、地域福祉の推進の担い手であるため期待は非常に大きいということ、それから総合計画に掲げられた地域リハビリテーションの中でも市民社協に大きな期待をしていると答えています。次に、どうしたら移転に関する検討を長期計画にのせられるのか、

きちっと議論が必要なのではないかということ、さらに長期計画にのせるための案について、また、賃貸の事務所に仮住まいでも良いのではとの意見がありました。長期計画については、市民参加で進めているということ、議論の一つに取り上げることになるとは思いますが、来年度一杯かけて議論するため時間がかかるということをお答えしています。

29日は、理事との意見交換を開催いたしました。まず、提示した予定表のスケジュールのことで質問がありました。スケジュールの変更は有りうるかとの質問であり、委員長から、最終的な8月26日で決定するつもりではなく、手法、プロセスが妥当かどうかの問題や不透明な部分はないかを検証することで、物件の候補を絞り込むとともに、判断できる材料をそろえるのが委員会のスタンスであると答えています。それから、検証委員会は、八幡町の候補地を含めて、どこが良い、どこの物件が悪いという判断をしないのか、さらに委員会の役割とはどうなのかという質問が出ています。これも委員長から、公社・社協の将来像を議論して選定評価項目に照らし合わせる作業が必要であり、評価しやすいようにするのが委員会の役割であると答えています。もう一つ、旧図書館跡地利用について市民が納得できる説明をしてもらいたいと意見がありました。その意見について理事から、旧図書館跡地については、福祉だけではなく行政課題に対応する代替用地であり、仮に第5期長期計画に則ったとしても、市民社協や公社の事務所機能ではなく、他の行政課題もそこに盛り込もうとするとこの施設になる、その他の行政課題を解決する代替地が制限を受けます。そう考えると、やはり旧図書館跡地は福祉公社の社屋としては外れるのではないかと答えています。公社と社協の一体性については、一体的に移転しなければならないということがあるべき姿としてのどのような意味なのかという質問がございました。委員長から、市全体の福祉のあり方、どういうサービスが連携されるべきか、また、そこで福祉公社と社協が連携するか一体化しないのかは、今後しっかり検討していくと答えています。また、あるべき姿を議論するのは、合体しなくても議論しなければいけないが、それが決まらな場所が決まらないというのは話が逆ではないか、あるべき姿を場所の選定に係らしめることは問題があり、現実はどういう状況にあるかを検討しなければいけないという意見も出ています。理事会が諮問して、理事会で最終的に意思決定をするわけですが、評価項目、あるべき姿、そのプロセスと評価項目の出し方の範囲につきましては、専門の先生方の意見もあった上で、それ以外の今あるべき姿、方向性、それらを考慮したものを最終的に諮問するところまで考えているのかと、また、あるべき姿の検討結

果をもってしないと出てこないものではないか、その件を考えているのか、どういうプロセスを踏んでいるのかという意見がありました。委員長からは、評価項目というものは、業務を見直すと、金融機関の場所による日常業務への影響や金融機関との距離、さらに施設の性格上雑多な吉祥寺の町のだ真ん中などではどのようなリスクがあるか、環境的に周りの景観はどうかなどを議論するという事で、本来あるべき姿の検討は今後時間がかかると答えた上で、今後も組織が続く限り、当然このあるべき姿については話し合うべきであると答えています。それから、短い期間の中では、組織を見直して、意見聴取をし、これらの評価項目に当てはめて総合的な評価を点数で計ることまではできないと答えています。

○委員長 私も28日以外は出席させていただきましたので、おおよそこのようなものです。

○福祉公社常務理事 それでは、次第に沿いまして資料確認をさせていただきますと思います。

(略)

○健康福祉部長 2日の市議会の厚生委員会でのご要望があったこともありまして、市から福祉3団体の改革方針その他8点ほどの冊子等の資料を配付させていただきました。その中に、その際の厚生委員会の議事録の写しも配付させていただいています。その委員会の際には、2月に出了した陳情の1件と、それから6月に出了した6件の陳情につきまして審議がなされまして、現在設置されている検証委員会で調査・検討を行い、途中経過も踏まえ、結果を厚生委員会に報告されたいとの意見つきで採択されています。したがいまして、本日の審議結果につきましても、次回、20日にありますけれども、厚生委員会で報告する予定です。

○福祉公社常務理事 続きまして、議事の(1)移転手法及び調査地についてご説明させていただきますと思います。

(略)

○健康福祉部長 続きまして、公共用地と公共施設の検証につきまして新たな資料をお出ししています。資料の03-01です。

3件ほど表示してございますけれども、1件目は旧中央図書館の跡地について、先日の29日の理事との懇談会の席で副市長のほうから発言があり、公共施設の建てかえ用地として土地は活用するという事を第五期基本構想・長期計画の策定委員会に提案する予定であるため、現段階では両法人の社屋を建てるあるいは合築するという考えはないというのが今の市の考え方です。今までは長期計画での議論のためということとし

たが、少し踏み込んだ説明をさせていただいています。

それから、下の2件につきましては、評議員会との懇談会の席で新たに2件ご提案があった場所です。

1件は市の温水プールがあります。前がちょっとした広場になっており、その場所に建てられないかという提案がありました。駐輪場として使われている場所ですけれども、完全にここは敷地内になっており、建築基準法の道路に接していないため調査をした結果、やはり建物を建てることはできない土地であると判明しております。

それから、もう1件、前回29日に会議を行った芸能劇場の部屋の利用です。この部屋は小ホールと言いますが、あそこを使えないかというご提案だと思えます。しかし去年の利用率が70%ほどある、多くの方が利用している公の施設ということもあり、法人事務所として使うことは厳しいと考えています。

- 委員長 事務局からの報告は以上でよろしいですか。今日はまた傍聴者の方がいらっしゃいますので、意見を求めたいと思います。

今日の報告の中でありましたが、我々の位置づけをまだ理解していただいていないという感じを受けました。我々はあくまでも何か、どこかを選ぶために我々がいろいろ発言をするというのではなくて、今までのやり方、現行案のあり方も含めて一つ一つプロセスを見直していくということが役目だと思っていますので、何が良い、何が悪いではなくて、正しいプロセスかどうか、専門家として意見を申し上げるという立場に立っていると思っています。

では、今日も傍聴者の方、せっかく来ていただいていますので、御意見等ありましたら、この場を有効に利用していただきたいと思えます。

- 傍聴者A 前回28日に関係団体等との実務者会議との意見交換会のときには、N T Tビルの土地の広さが書いてありましたが、今回土地面積に斜線があって消してあるのはなぜでしょうか。
- 福祉公社常務理事 前回は、実際にどれぐらいの面積を貸してもらえるかがわかりませんでしたので、大枠の、外側の面積を書きましたが、その後、N T Tの財産管理部門に問い合わせをし、賃貸可能な面積を確認して掲載しました。
- 傍聴者A では、前回出したときは、何の調査もなしに載せていたということですね。
- 福祉公社常務理事 これについては、知り得た情報をまず載せたもので、調査中であり、きちんと完成したものではありませんでした。それはお含みおきいただきたいと思えます。

- 傍聴者 A 建設協力金方式20年という八幡町案でも、20年の期間はどうかと思う中、土地所有者が30年という期間での希望ですが、これは具体的にどのようにお考えでしょうか。30年というのはいかがでしょうかという気がします。
- 福祉公社常務理事 八幡町の当初の契約が20年を前提としていますが、法人仕様で建物を建てるということ、およびビルの耐用年数を考えると、20年経過後も10年ぐらひは引き続き借りて欲しいという含みはあるかと思っています。北町の方については、それを含めて、30年の期間で考えれば建設協力金で比較的安い家賃で貸すことができるということでの提示であると私は認識しています。
- 傍聴者 A おっしゃるように、20年とか30年のスパンで考えるのであれば、やはりもう少し公社・社協の先のことを考えて土地の選定も考えるべきではないかと思っています。
- それから、28日に私たちが関係団体との意見交換会をさせていただいており、そのときの意見は物すごく膨大な意見がありましたが、これについては検証委員の皆様には議事録などは渡るのでしょうか。ただ今の27、28、29の3日間の説明では、そちら側のご意見はたくさん出ましたけれど、当日皆さんの答えに我々がこう答えたという否定的な、市民からの意見がもっともっと出ていたのですが、それについては、市民からの意見が取り上げられていなかったように思いますので、議事録などが出るかどうか。
- 福祉公社常務理事 委員さんには27、28、29日の議事録はお渡ししてございます。
- 傍聴者 A すべて意見が出ている議事録、要約でなく。
- 福祉公社常務理事 はい。
- 傍聴者 A ありがとうございます。
- C委員 補足になりますが、NTTビルおよび3番と4番についても同様ですが、例えば3番であれば、以前は2,000㎡が1,250㎡で、4番が以前だと480㎡が390㎡になっているのですが、これも詳細に検討した結果、面積の修正になったと理解してよろしいですね。
- 福祉公社常務理事 3番については、ビルを建てるのに必要な敷地面積として1,250㎡に絞り込んだものです。吉祥寺南町の資料については、前回の資料が間違っていたものを正しく訂正させていただいたものです。
- 委員長 ほかにありませんでしょうか。
- 傍聴者 B 資料ですけれども、30日の代表者連絡会で出た意見というのは委員の先生のほうには配付されるものでございませうか。

- 市民社協事務局長 30日に行われました地域社協の代表者連絡会についても今まとめてございますので、その意見につきましても委員に提示できればと思っています。
- 傍聴者B プロセスのことについて、何点かお聞きしたいと思います。  
今後のスケジュールの中では、8月26日に検証委員会があって、そのときに最終答申がまとめられるとあります。前回の検証委員会の際に委員長から、それまでに結論が出なくて先延ばしになるかもしれないというお話がありましたが、そこで一応まとめられて、その後理事会なり評議員会なりで最終的には機関決定ということになるかと思いますが、その辺のスケジュールはどのようにお考えですか。
- 委員長 26日以降ということではよろしいでしょうか。
- 福祉公社常務理事 26日以降は、8月31日に法人の理事会、それから評議員会も予定していますが、理事会にはまず委員会から報告をしていただくことを予定しています。ただ、この段階では、それを受けてすぐ機関決定というのは正直難しいと思っていますので、また後日理事会、評議員会を開いて、そこで審議した上での意思を決定するという形になるかと思っています。
- 委員長 全く概略のスケジュールも出ていないということですか。
- 福祉公社常務理事 具体的に9月のどの辺でということは、まだ現段階では申し上げられない状況です。
- 委員長 答申書ですが、最後の8月26日までいろんな意見が出てくると思いますので、そこまでは真摯にいろんな意見を受けたいと思っています。最終的な答申書というのは我々でまとめるのですが、若干そこには、どのぐらいかわかりませんが、長くて1週間程度は、時間が必要かと思っています。
- 傍聴者B それと、プロセスのこと、一番基本のことからお伺いしたいのですが、まず最初に市民、地域の人間、それから市民社協にずっと協力してきたボランティアの感覚では、置いてほしい場所は市の中央圏であり、市役所から三鷹駅に至る範囲の中に入れてほしいというのがまず1つあります。まず考えたのは、利用者の方のことです。貸付金の利用者の方、本当に困窮して心弱って、それこそバス代も事欠くような方々が市のいろいろなところから歩いてでも行かれるところというのが市民社協の運営理念に沿っているのではないかと思います。幾ら貸付事業、どうぞ借りてください、こういう制度がありますからとおっしゃっていても、例えば市の外れにあるとか、もう西東京や練馬区に近いという場所であれば、それはもう敷居が高くて、どうぞというのとは反対の、どう



しても借りたければ市の外れまで来てくださいというメッセージを出すということで、非常によろしくないと思っています。

協力する人の立場からしても、市民社協とか福祉公社の制度を利用する方の立場に立っても、市の真ん中にあるべきだということから始めてスタートしていくべきだったのではというのが1つあります。市民からの反対というのはそこから始まっているので、お金の問題よりもまずそこから反対したということをご理解いただきたいと思います。

この前の各団体の代表者との話し合いのときに、なぜ図書館の跡地が借りられないかというのは、例えば市民社協とか地域社協のやっていることは非常にすばらしい、これから期待されていると、福祉は武蔵野市政にとっては非常に重大なのだと、代替機能とかいろいろなことを言われましたけれども、さて移転ということになったら、やはり市政が優先だと言われて、その矛盾にどうしても納得がいかないです。

例えば、図書館跡地の何分の1の土地を分筆して、そこに基金を利用して上物を建てて、公社と市民社協で建物を、所有権を持ってどうにかするというので、地代を、市の家賃、補助金と相殺するということになりまして当然お金がかからないという、それこそ何億もの税金を節約することができるわけですね。その辺のことも余り今までおっしゃられていないようですので、それも含めてぜひ市民としては税金をそういうところに使って欲しくないと思います。

それから、先ほど公共用地の建てかえ、公共施設の建てかえ用地として活用するとおっしゃっていましたが、具体的にどういうことを指し示しているのか、ご説明いただければと思います。

○委員長 先ほど一番最初に傍聴者Bさんがおっしゃっていた、利用者の立場に立って考えると駅から近くにあるべきとありますが、駅とはどこですか。

○傍聴者B 3駅（三鷹・吉祥寺・武蔵境）に近ければ良いのですが、まず一番良いのは、市の真ん中にある三鷹駅から近いところで……

○委員長 三鷹駅周辺ということですか。

○傍聴者B はい。第1希望は三鷹駅の近くですが、難しいのであれば、吉祥寺、武蔵境もあり得ます。しかし、どの地域からも均等な距離で行けるところがやはり平等であると思います。老人会の皆さんもよく市民社協にいらしていますので、そういう面からもやはり真ん中にあるべき、フラッグシップはやっぱり真ん中に置くべきだと思っています。

○委員長 利用者が使う、例えば駅を利用して、JRを使って来るという人が多いということですか。そういうことではないのですか。たまたまバ

スの拠点があそこになるから、JRとは限らずバスもとりあえず駅まで行きますよと、そういうことでしょう。

- 傍聴者B それはその方によって違うと思うのですが、まず言えるのは、バスの停留所よりも駅に近いほうが説明しやすいです。地域ニーズから利用の相談を受けても、場所を説明するのも難しく、市の外れにあるとそれだけで、そんなところまで行くのなら（相談は）いいですとになってしまう……
- 委員長 すみません、ちょっと議論が一瞬ずれたのですが、私は利便性、使い勝手と申しますか、通いやすさで今質問したのですが、使いやすさ、そこに通いやすさでは駅のそばでよろしいのでしょうか、
- 傍聴者B 一番良いのは三鷹駅の近くだと思います。駐輪場がだめだという話が大分ありましたので、もう駐輪場はだめだろうとあきらめてお話をしているのであり、駅近くにあればそれは一番良いということになると思います。
- 委員長 市役所の近隣というのはなぜだめなのですか。市役所の近くでも良いのではないですか。
- 傍聴者B 最初に私が申し上げたのは、ワンストップになる市役所の近くか駅の近くであるべきだという……
- 委員長 そういうお話は前から聞いています。
- 傍聴者B 市役所に近いのは良いのですが、駅までの距離が市役所より駅から遠いのは勘弁していただきたいという……
- 委員長 それは、でもおかしいですね。市役所はそもそも市の外れですよ、ほとんど関町とか区境ですし……
- 傍聴者B そうです。だから、市役所がそもそも外れにあるのに、これより向こうはないでしょうと。吉祥寺北町の郵便局のところもあります、練馬区との境から何百メートルという感じかと思います。市の境南の地区や、南町の地区からは非常に遠い、心理的にも、直線距離にしても非常に遠いところにあるので、それはやはり……
- 委員長 心理的な遠さというのはよくわからないのですが、市役所というのは何かしら皆さん住民の方が行かれるから、わかりやすいと思うのです。もちろん駅はわかりやすいです。でも、それが北に行くか南に行くか、区境や市境になるか、駅に近くなるかで、そんなに違いますか。
- 傍聴者B 非常に違うと思います。
- 委員長 そうですか。
- 傍聴者B 吉祥寺北町の、この前いただいた資料を見た方は皆さん、スキームとしては吉祥寺北町のほうが八幡町よりも断然良いとは思いますが、

あの場所はやっぱりだめだという方がほとんど、私の伺った方は……

○委員長 やっぱりだめだって何が駄目なのですか、例えば。何百メートル、何十メートル北に行くから駄目なのですね。

○傍聴者B そうということです。それこそ1メートルでも駅に近いほう……

○委員長 そこがですね、非常に、我々検証委員からすると、単純にちょっとわからないんですね。何かそこから気を吸い上げて、この検証委員会にのせてあげたいと思うのですが、何かしら違う意味があるような気がしてならないのです。それはないですか。単に北だからちょっと遠いというイメージなのですか。南だとやっぱり駅に近いから安心感がある。

○傍聴者B 安心感があるというよりは、恐らくシンボルだということが大きく影響しているのだと思います。

○委員長 シンボル。

○傍聴者B はい。

○委員長 評価する時にどういう視点で評価すべきか、非常に今重要なことを言っていて、じっくり聞きたいなと思います。

○傍聴者C 具体的な距離のこと、今北町のことが出ましたが、東、南から市役所に行くときのバスは乗り継ぎです。停留所と停留所の間をかなり歩かないと乗り継ぎもできないわけです。ですから、五日市街道で降りて歩けるところはありがたい、市役所だってやっぱり遠い。それから、吉祥寺から市役所に行くバスは、土曜はほとんどないし、夕方も早いです。できることなら五日市街道はいろんなバスが通るので、そこで降りたら行けるところというのが社協としては良いと考えます。あとは自転車ですが、やはり五日市街道から離れるというのはかなり遠くなる感じがします。

○委員長 先ほど、他にも二、三ご質問があって、図書館跡地の利用がなぜできないかという内容でしたが、これは前回（の議論で）終わったと思っています。

もしよろしければ福祉公社理事長のほうから公共用地の建てかえ用地について、補足いただければと思います。

○福祉公社理事長 旧図書館の跡地は、先ほど説明を申し上げたとおりです。武蔵野市は早くから様々な公共施設の整備をしており、それは当然のことながら、その時代時代の行政課題解決のために、例えば保育所ですとか、あるいは障害者福祉センターですとか、公共的なサービス提供のための、特に対人社会サービスという観点で進めてきた部分もあります。

また、そういう福祉的な側面だけでなく、例えば中央地区においては、市民の皆様方からはバリアフリーではないことをご批判を受けている中

中央コミセン等があるわけです。この30年以上たっている、そうした行政課題を解決するために作った公共施設というのは、早晚建て替えの時期を迎えるであろうと考えています。

今申し上げた幾つかの例は、市内全域に、またさらに幾つかあるわけで、そうした施設をその場で、右から左へ、あるいは西から東へと動かすのが一番良いのですが、必ずしもそういう敷地に余裕のある中で物事を考えていたわけではないため、そうした行政課題解決のための施設が老朽化してきた場合には、その建てかえ用地というのを、特に全市的な施設であれば特に、求めなければいけません。

特にその中でどれをとということ、第5期の基本構想・長期計画策定委員会に投げかけるわけではありませんが、考え方の整理としてそうした公共の施設の建てかえ用地ということではいかがでしょうかという方向でご議論いただく、そういう準備を進めているところです。

- 傍聴者 A やはりその図書館のことにこだわるのですが、今までは5期長計に入れるぐらいだったのが、急に公共施設の建てかえ用地で活用するとか、何か取ってつけたように新しいだめな理由がつけ加わっている気がします。

長計に関していえば、28日の話し合いでも北高などは土地等全部決めた後長計に入れたということもあったし、長計に入っていないなくてもやっていることは幾らでもあるというご意見もあった中で、今度は長計に入れるだけじゃなく、別の公共施設の建てかえ用地として活用するというのが加わっている気がします。もし、今思いつきでとおっしゃいましたけれども、中央コミセンを建てかえの代替に利用するのであれば、中央コミセンがあんなに大きくある必要もないのでご一緒させていただいたら良いのでは。28日の話し合いでも、単独で我々は希望しているわけではなく、ほかのところと一緒にあったら、なおのこと皆さんにいろいろな社協のことなども知っていただけるので、一緒に入れたら良いというのが皆さんの意見で、役所の方が「じゃ、そこで何とかなれるかもしれない」と言ってくれば、市民みんなは何とか応援して、そこに入れるように一生懸命やりますと、ボランティアセンターの方なども言ってくださっており、あ那时的全体感は、やはり皆で議論して、良いところであれば本当に皆応援するし、やる気にもなるし、何とか頑張ろうという空気が出ていたのじゃないかなと思います。

ですが、本当に今日の報告で、全部否というのが、一番最初の説明から全く変わっていないし、聞けば聞くほどこの否に何か疑問を持ってしまふところがあるのです。

だから、社協や公社の位置づけというのを市はどう考えているか、ここは物すごく、市民にとっては市の施設でも、公社・社協でも、本当に同じように市民の利用する大事な場所だと思っているというのが28日の皆さんの一致した意見だったのではないかと思いますので、この否のところにいろんな否の意見を足さないでください。

○委員長 ほかに何かございますか。

○A委員 具体的な話に入ってしまうかもしれませんが、この北町の案件ですが、先ほどのご説明で、他の手法があれば提案していただきたいというようなご説明があったのですが、その中で定借・区分所有という組み合わせも検討の余地があるというお話ですが、それ以外の方式でも柔軟に対応していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○市民社協常務理事 北町の案件につきましては、協力依頼というかお話がありました。具体的な話にまで至っておりません。所有者の提案で、こういう建設協力金方式になったというのは周知のとおりですが、ほかに方法があればというお話がありました。ご質問のような具体的などころまでいっておりません。

○A委員 なぜそういう質問をしたかという、こういう賃貸借の場合、相手さんとの信頼関係が非常に重要な要素になってきますので、公共事業等に今までご協力いただいていた方であれば、そういう方面では前向きにご検討いただけるものかと解釈した次第です。もしこのお話が前に進むのであれば、それを踏まえながら検討していけるという認識でいます。

○C委員 27日の評議員との懇談会は欠席させていただきましたが、先ほどの説明の中でわかりやすい場所として図書館及び保健所についての可能性はもうない。具体的に、例えば保健所については既に使っているという話をお伺いしましたが、前回第3回のときに、まだ都には確認を具体的にはされてはいないということでしたが、その後実際に確認をされたのでしょうか。

○健康福祉部長 評議員会の席等ではご説明申し上げましたが、その後7月23日だったでしょうか、東京都の健康福祉局の保健政策部に行き、使える場所があるか確認してまいりました。担当の部長および課長と話をさせていただき、結論的にはすべて使っているというお話をいただきました。

○C委員 これは将来的にも物理的にも使う可能性があるし、財産としても一部切り離して貸し付ける等、いろんな可能性も含めて、ないということですか。

○健康福祉部長 現在使っているという……

○C委員　そういうことですね。今回これを見ると、公共用地とか公共施設の可能性が狭められている状況にある気がしま。やはりキーワードとしては、長期的な物件が可能性として残るためには、その仮の部分で、数年間でもいられる場所があるかないかがポイントで、その中の一つの可能性が保健所だったかと思えます。今の話ですと、保健所はないというのであれば、さらに狭められる。ほかの代替案として、仮に数年でもいられる場所があれば別ですが、その可能性を前提として旧中央図書館跡地等も含め可能性が広がっていくと考えられるのですが、もう一つは、可能性のある賃貸の民有地・民間ビルの中で仮に数年間可能性はあるか、その中で将来的にさらによい方向はあるかという検討もできると思うのです。

また、旧中央図書館について中立的な立場でいうと、この否の文章で、公共施設の建てかえ用地として活用しているため、現段階で社屋を建てるまたは合築することはできない。そのとおりとは思いますが、最初の文章と最後が飛んでいるような気がして、公共施設の建てかえ用地として活用しているため、今回の案としては難しいと言い切れるかどうか、要するに今意見で言っているのは、別に新たな建物を建てるだけが選択ではなく、他にもあるように、賃貸でも可能性はあるだろうし、いろいろな方法がある。新しい社屋は無理ということだと思いますが、例えば公共施設の中に新たに社協などが借りて入る、その中に一部スペースを使うという可能性もここでは否定して良いと理解して良いのですか。その可能性もゼロなのかどうか、そこまでしてできるかどうかというのはちょっと考えていただきたなというところです。

○健康福祉部長　ここの旧中央図書館の跡地の建てかえという意味ですけれども、先ほど例にありました保育園やコミュニティセンターの建てかえというのは、建てかえのために旧中央図書館跡地に建てるという意味ではなくて、建て替えてしまうという意味です。タイミングが合えば、その時点の検討の結果で事務所が入るというのは可能かもしれませんが、飛んでいるのは、今の段階で事務所が入ることを先に決めることは、行政課題の解決の制約条件になるということになるため、考えることはできないという意味です。

○C委員　今の段階では、旧中央図書館跡地を建てかえ用地として考えるのは、白紙でしかないということは理解できます。

この例を言ったのは、他の県で公共施設の中に社協が借りて入っているところがあるので、どうかと思ったからです。

○傍聴者D　副市長が今の図書館跡地を、古い施設である中央コミセンなど

の（建て替えの用地に）ということをおっしゃいましたが、中央コミセンのエリアを考えれば、北町に新しい公共施設を建てたところに入るとは不可能だと思います。16コミセンがありまして、各町目に平均でならして入っているわけですから、仮設の建物を建てた上で中央コミセンを移動し、完成後またそこへ移動するのかと考えましたが、そうではないのですね。

- 福祉公社理事長 中央コミセンの地域性を考えると、北町というのは難しいと思います。そういう意味では、中央コミセンというのは適切な例ではなかったと思います。地域性にポイントを置いた施設が建て替えをする場合、現在使っている機能をそのまま提供しつつ建てかえるというのが一番理想的でしょう。しかし、その地域で建てかえが不可能な場合、建て替えの期間だけ他の地域に代替機能を設けて移すとか、地域性もつと重視するのであれば、他の方法を考えなければいけないと考えているところです。

保育園なども、本来、地域性を持っているわけですが、そこで建てかえられない場合には何らかの代替手段を設けて、建てかえられるところにおいて、その場所で送迎サービスを提供するなど含めて考えざるを得ないだろうという状況に來ていると考えています。

中央コミセンは、エリアについて相当程度の制約があると思いますので、例としては不適切だったと思います。

- 傍聴者B なぜ吉祥寺北町じゃいけないのかということをもう一度考えていましたが、もし北町5丁目という市境に行くことになると、社協とか地域社協の地位が向上したとは全く考えられません。

災害時要援護者対策事業に関しても、地域の人たちは非常に地域社協の事業拡大に協力してきており、これからも地域社協と、市民社協は発展をし、協力していかなければならないところですが、そこで遠くへ移転するというのは非常にモチベーションが下がります。

今までやってきたことが認められ、きちんと認知されてきているのであれば、明るい将来が見込めますが、だんだん遠方へ行ってしまふ印象を与えるのが非常に良くないためか、事務的なことや行政の事務上のことなどはもう関係なく、行政機関じゃなくて外郭団体であるため、見下されて、図書館跡に入れてもらえないらしい、そういう話まで流れる状況になっています。これはボランティア全体に対して非常によくない影響があると思っています。

市よりも三鷹駅に近いところで、今までより待遇がよく、働きやすい環境で頑張ろうとならないと、ボランティアの皆さんがどんどんやめてし

まうことが想像できるので、初めて要望書も出させてもらいましたし、検証委員会も一生懸命出席させていただいています。その必死さが伝わればと思っています。

- 委員長 不透明性から始まって、我々の検証委員会で検証し、これまでの経緯を見ていくと、大変なご苦勞があり、その結果地域で働いている方、スタッフの方、ボランティアの方のモチベーションが下がったであろうことはよくわかります。そのモチベーションを上げるために何をすべきかが、社屋（移転の議論）に強烈に結びついている。社屋がどこにあればモチベーションが上がり、どこにあるとモチベーションが下がるのかというのを、私自身が今一つ理解していません。

県や市、町の中心にシンボリックな施設がある地域は、実際は少ないです。駅のそばだからモチベーションが上がるかどうか、例えば先ほど事務局のほうで、吉祥寺の駅前のビルは派手ではないですけども、商業ビルとして立派なビルだと思いますが、その4階、5階に社協と公社の看板が掲げられるというのは想像つかないです。

三鷹は派手なビルはなくとも、駅のそばだからという理由でモチベーションが上がるのか、ピンときません。

- 傍聴者B 利用者の方々と、ボランティアの方々が社協に行くときの手段は違います。ボランティアの方々は基本的に自転車を使用します。市役所でさえ行くのが大変な状態であるという話が境南地区の方々や南地区の方々から多く出ていて、非常に障害になっています。

また、八幡町という案が出たときに、八幡町の近くの方は、近くなることに歓迎ムードでしたが、八幡町から遠い方は、より遠いところになるという感じ方で、地域間での温度差から地域エゴのぶつかり合いのような議論になったことがあります。地域社協間の仲が険悪になることは非常によくないと思います。協力するボランティアにとって真ん中（にあること）がみんな平等で、行きやすく、協力しやすいということを着地点としてもらうことが非常にありがたいことであると思います。

- 委員長 駅のそばになると、それなりに家賃なり土地が高くなります。お金のこと以上に重要なことがあるとも思いますが、やはり社協なり公社が自立していかなければならない。赤字ばかり出してはしようがないし、サービスをする機能として身の丈に合ったところに住んで活動するというのは、やむを得ないのではないかとと思っています。

駅前というのは、商業的な要素が強いですし、そこで稼いで、賃料を払っていくという基本的なスタンスがあるかと思いますが、その負担もかなり大きくなってきますし、駅前というのは経済的条件が厳しいという



こともあわせて考えていかなければならないと思います。

○傍聴者 B 迅速性や安全性、経済性というのは、最初から相入れないもので、例えば安全性を本当に最優先するのだったら、金に糸目をつけずにどこか分かれて新しい事務所を借りるということも考えられると思います。駅前の一等地のわかりやすいところにシンボリックな建物を建てたり、事務所を借りるという方法もあると思いますが、経済性を最優先するのであれば、市の所有地に入るのが一番経済的に良いと思います。それなのに、折衷案を目指した、消去法や痛み分けの発想をしていることが納得できません。経済的なことを最優先するならば、市の所有地に入るのが、長い目でみるとよいと思います。その辺についての市役所の説明が腑に落ちません。金に糸目をつけずに駅前ビルをつくってくださればありがたいですが、市民の税金はその用途として使うものではないと思っています。そのため、市の所有地である図書館跡地がなぜ利用できないのかという疑問が消えません。手続的なことが障害になって実現できないという理屈も納得ができません。

○C委員 市有地に関する理解としては、否定しているわけではないと思います。ただ、いろいろな計画があって、この段階で市民社協等が入る前提での計画は無理だというのが本質だと思います。

この委員会でも、図書館等に入ることを前提とした話は無理だということだと思います。公共施設の建てかえ用地として今後活用するので、将来的に市社協等が入る可能性はあるとしても、今の段階ではそれを前提に計画は進められないということは理解しています。

今現在、リストが幾つかありますが、大きく2パターンに分けられると思います。一つは八幡町の20年が前提である現行案や30年が前提という案を選んだ場合には、遠い将来的にも、もう公共施設である図書館に入る可能性は限りなくゼロになる。それを承知した上で選ぶというパターン。もう一つは普通の賃貸物件や用地を選ぶパターン。将来公共用地や公共施設に入る可能性を100%否定しているわけではない選択で、将来公共施設に関しての何らかの計画が進んだ場合に、その計画の中に参入できる可能性を少しでも残している可能性があると思います。

これらを同じ土俵で考えること自体、難しい部分があるのではないかとというのが私の中での結論です。

○委員長 私も図書館跡地は良いところだと思います。福祉で使うことでモチベーションも上がるという気持ちもよくわかります。ただ、残念ながらこの検証委員会は権限がここ（検証すること）までしか与えられていません。この要望はきちんと上げて、この強い要望はしかるべきところ

で議論していくということを報告書に載せるべきだと思います。

○B委員 どの場所を選択するかに対して、利用者、ボランティアの方たちのアクセスの容易さが必要であるとの意見があり、さらに駅が近いほうが良いということ、また、ボランティアの方は自転車でアクセスすることが多いということがありました。例えば三鷹をあげると市の端になると思います。アクセスの容易さという意味で考えると、なぜ駅が重要になるのかをもう少し伺いたいのですが。

○委員長 駅という意見もありましたが、逆に五日市街道というのが重要…。

○B委員 バスでのアクセスを考えれば五日市街道ですが、バスの本数が本当に一番多いのか、駅での乗り継ぎを含めたアクセスはどうか、よくわからないところがあります。重要なポイントなので、その意見をもう少しいただきたいです。

○委員長 長く住んでいらっしゃる方、アクセスしやすいという観点から、理想的な場所だということを知っていただければと思います。

○傍聴者C ほとんどのバスは吉祥寺と三鷹です。吉祥寺駅からのバスは五日市街道をほとんど通ります。

三鷹駅からのバスも多くあります。どちらの駅からもアクセスもしやすい場所というところ、五日市街道の伊勢桜の交差点（現武蔵野中央交差点）近辺が近いです。ただし、バスが乗り継ぎはできないように、バス停が離れています。

駅の場合には、電車を使うということでしょうか。駅に関しては、どこからでも駅を目指してバスが走っています。逆は必ずしもそうではない。どこかに行こうとすると本数が少ない。三鷹圏を利用される方は市役所が近いです。三鷹圏以外は、やはり五日市街道が近いということです。五日市街道ですと、桜堤の方も使えますし、境南の方はちょっと1回電車に乗られるかと思いますが、それでも五日市街道のほうに曲がってくるバスがありますので、五日市街道のほうがとても便利だと思います。

○傍聴者A バスの便がどうかというと、東からであれば、市役所に行くには一旦駅まで行って、駅からバスです。しかし、市役所の場合は夜の会議があると市役所からの帰りのバスがないので、文化会館まで歩いて、それから吉祥寺に行くバスに乗るのです。だから、市役所から文化会館でも結構歩きますが、それ以上遠いとやはり便利なバス便に乗るのは非常に困難で、市役所を通るバスも本当に少ないため、行きでも夜7時に市役所に行かなければならないと、やはり文化会館から歩くしかない状況です。五日市街道沿いであれば楽ですし、駅が遠くなったとしても武

蔵境の駅周辺や三鷹駅周辺であれば、東圏である私は利用しやすいです。そういう点で、駅から近いというのは大変ありがたいです。高齢者や子供にとっても。本当にそれぐらいお思いかもしれないと、杖をつくようになって、とても市役所が遠くなり、そう感じています。

- D委員 場所の話で、交通の便という話でいろいろお話伺っていたところです。また、お金に関しても、金に糸目をつけないというわけにもいかないし、予算というものがあると思います。

もう一つ、この1番の八幡町の意見で最初にあったのは、清掃業者と一緒になるということ、それも臭いや安全性などに対する危惧があったはずです。その件については皆様方どう考えていらっしゃるでしょうか。

- 傍聴者E いろいろご意見を伺いまして、次の候補地が見つからない限り、このままずっといくと、八幡町の案に戻ってしまうのではないかなという不安があります。

そして、委員の方がおっしゃったように、お金はかかるかもしれないけれども、福祉公社、社協の長い将来を見つめるのなら、現行案にとどめた場合は希望も何もなくなるのではないかと思います。お金がかかっても一時的にどこかに借りて、じっくり市民社協と福祉公社の行く先を検討すべきだと思います。

清掃会社の車の件ですが、今日外出した先で、その横道に清掃会社の車が8台停まっていた。今日はとても暑いので、これが22台になるのだと思って（見ていて）、はっきりいって臭っていました。なので、衛生面はどうなるのだろうと思いました。清掃会社の方は絶対いけないとか、その企業の方を言うつもりではないですが、先日の公社の方の意見の中に、ヘルパーさんたちのそのような意見があったと思いますが、今日のこの暑さで、とてもそれは感じてきました。

やはり、私たちは、近いところ、皆さんが行きやすいところであって欲しいと願っています。ここで踏ん張らないと、次の世代の人たちからは「どうせ社協はああだから」と言われたくないですね。今でも本当に後継者を探すのがすごく大変なので、ここで頑張って、やっぱり未来が明るいものにしていただきたいと思います。

- 委員長 やはり、臭いや環境というのは、しっかり考えていかなければいけないことだと思います。

- 傍聴者D なぜ武蔵野市は市役所の建物の一部に社協が入らないのと思っていました。他の地域、テレビを見ても、市役所の中で施設を構えて活発にやっているところがかなりあります。だから、市と共同体というのか、法人資格ではありますが、福祉公社と社協も、市役所の建物の一部

の中で、何とかこの見直しはならないものか、地域福祉やコミセンに携わってきて思っていました。

不可能であろうとも、一つの意見として、市役所の中に入る、そうすれば前おっしゃった経済的なことでも一番救われると思いますし、他のものに基金なども使えると思います。

○C委員 私個人は、市の施設の中に入るか、外に出すか、お金の問題も総合的に勘案して決めなければいけないので、どちらが良いという意見は持っておりません。

○傍聴者D 私が個人として以前からそう思っていて、先ほどそういうご意見が出たので、ちょっと意見させていただきました。

○C委員 私には八幡町がどれほど不適合な土地なのかというのも、まだ理解し切れない部分があります。ただ、夢も希望もないとか、そういう言葉を聞くと、実際は利便性があるにしろ、やはり一番の懸念は、八幡町に建てることによるモチベーションの低下というのは事実として感じる部分は確かにあります。その辺を本当にどう解決していくかというのは課題であると思います。

○A委員 今の社協ないし公社が行政官庁の中、市役所の中に入るのが良いか悪いかということについての私の意見は、一長一短があるのではないかと思います。確かに各種融通がきく部分や、経済的な面で良い面もあるかもしれませんが、ただ、そういった状況をずっと続けることによって、本来の公社ないしは社協が果たすべき役割、本来社協ないしは公社が自主独立路線でこれから先事業を展開していくという場合には、一定の行政との距離を持ちながら活動していく姿勢も必要じゃないかと考えるわけです。

今回、この事務所移転には、いろんな問題が絡んできますので、なかなか難しい案件ではありますけれども、ただ一つの良い方への方向性として、当然行政の一定のサポートは継続して必要だとは思いますが、これを機に、一層社協ないしは公社が独自性を発揮していく姿勢を展開していく一つの機会になれば良いと私は考えています。

○傍聴者E 三鷹市などは、外郭団体といえども市の重要な立場を踏まえて、今後建てかえのときには保健センター等と一緒に、公共施設の中に入ることが決まっているようですが、やはりそういう将来性をしっかりして、計画していただきたい。

だから、一時的にはお金が要るかもしれないけれど、長い目で見たときに、両方によい方法で、私たちは単独でとは言ってはおらず、複合施設にと言っているわけですから、その点も考慮していただきたい。

○傍聴者 A 市からの一定の距離は、やはり物理的なものではないので、そんなに市役所の中に入ったからといって、心配はないという気もするのです。あと、先ほど八幡町の土地のごみ収集車のことについて質問があったのですが、この資料01-01を見て、備考の1番にごみ収集にかかわる作業員詰所と敷地内に22台分のごみ収集車両の駐車場を設けることが条件となっていて、社協や公社を利用する方の車いす駐車場は多分今までと同じ1台しか確保ができないというようなことなのです。

ですから、せつかくであればそういうものに重点があるべきじゃないかと思いますが、収集車が条件であるとなりますと、気をつけるといってもちょっと危険なところもあるのかと不安も抱いています。

○委員長 駐車場を増やすなどは可能ですか。難しいですか。

○福祉公社常務理事 障害者用の駐車場を、1台を2台にする等のレベルのことは交渉次第だと思いますが、ただ、ごみ収集車の駐機場を半減するとか、3分の1にするというのは不可能です。

○委員長 1カ所だけ私もよくわからないところがあります。

社屋に関して、社協および公社のシンボルになるようなものをという反面、市役所の中に入れてもらえば良いのではという意見はどうも私の頭の中で合致しない、心のよりどころが何で市役所の中にあるのか等が、よくわからなかったところです。

確かに経済面では借りるというのもあるけれども、借りたとしてもそこは本来、適正な賃料を払うべきだと思っています。そのシンボルといって、大切な自分たちの社屋でありながら、なぜ市役所に入ることが良いのか。

○傍聴者 C それは極めて福祉という特殊な分野というか、社協も福祉公社もベンチャー企業のように希望に燃えて新しい何にでも挑戦して良いということではなくて、ほとんど行政が行う福祉施策の足りない部分をどうやって地域と一緒に補っていくかという、そのすき間を埋めていくことです。

ですから、希望に燃えて輝かしいシンボルというよりは、一体になって本当に地域の対象になる人たちをどう支えるかということですから、私たちも自信を持って、力があるからやりますではなく、支え合っているから何とかなっているところがあるのですから、やはり市と一体になって、ここの部分は市がやる、こっちは社協がやる、このところは地域でやるということが一体感が感じられるということは非常に大事なことです。

○B委員 それで、今ご意見が出ているように、20年、30年固定されてしま

う建設協力金方式というものの問題点というのは確かに、法的にもいろいろ問題がありますし、今までの様々な会合の意見を伺っていると、やはり公共用地も含めて長期計画の中での検討ができれば良いかもしれないし、あるいは一体性の部分等についても、ある程度時間をかけたほうが、確かに将来状況がどのように変化していくかというのがわからないというご意見があったのはもったもだと思います。

ただ、そういう観点で検討していったら、結局選択肢を絞っていると、本当に消去法になってしまうかもしれないです。例えば、4番等は、面積は未確認かもしれないし、一体方式にして、スケルトン渡しで内装に1億かかるとなると、当然短期で入るにしても、戻すときに原状回復の費用がかなりかかるため、コスト的にこれは無理なお話でしょう。分散方式で見ていくと、N T Tも制約があり過ぎて難しく、7番の新しく出てきた物件についても、面積的に足りないと思います。それで伺いたいのは、この候補地の選択の方法あるいは絞り込みの条件というのはどういう形でしたのか、確かにこの地域は賃貸という形で、テナントがないというのは認識していますが、漏れがない選定方法なのか等について伺いたいのですけれども。

○福祉公社常務理事 よく精査してみると、事務所として接道不適合ということで出す前に落としてしまったというのがあります。

特に賃貸事務所については、常に最新のリサーチはしています。

あとの方式についても皆さんから広く地域の方にも情報をいただいて、検討をした結果、前の段階で用途として難しいということで不適合としたものもあり、私どもとしてできる限り漏れがなく探しているというふうに考えています。

○B委員 具体的に、今住民の方からの情報提供以外にリサーチとおっしゃいましたが、どういうリサーチ方法をとられていますか。

○福祉公社常務理事 インターネット等の不動産情報等で探しています。一定規模、400㎡以上ということになってくるとかなり限られてきます。

○B委員 検索条件は、どのように検討しましたか、

○市民社協常務理事 私の手元にも不動産インターネット情報を調べていますが、今市内全域では250～260件のテナント、空き事務所等があります。その中でも調べてみますと、ほとんどが小規模のテナントが多く、分散方式にしても入りづらいようなところが多かったので、今回はリサーチしてはいますが、中心としては市民や関係者の皆さんからいただいたデータを中心としています。

○B委員 今ご質問が追加で出た、エリアはどこまで限定されたかと、あと

何㎡以上という設定をされたか、もう少し具体的に。

- 市民社協常務理事 エリアは今市内全域を対象にし、事務所の用途地域に合った場所で、約300㎡以上のものをピックアップしています。
- B委員 一番良いのは、建設協力金等のリスクがない賃貸のテナントがあれば一番良いと思うのですが、そういう意味で、そういった形で選定されたことはわかりました。
- 委員長 不動産情報は、いろいろな会社が共通の情報システムにアクセスしていますので、差はありません。ただ、こればかりはいつ何が起こるかわからないので、出てくる可能性はあります。
- 傍聴者B そもそもこういう状況になってしまったのは、賃貸借契約が切れるというのが既にわかっている、それで大信の耐震性が危ないのではないかというのが随分前から話が出ておりましたし、一昨年、市長が地域社協の代表者連絡会にいらしたときもそういう質問が出ました。そのときに、例えば市役所の西棟に入れられなかったのかとか、武蔵境のプレイスになぜ入れられなかったのかとか、ほかに移すことを今まで考えてこなかったのかというような話がありました。

それなので、ここへ来て急遽動かなければいけないことになりましたというのは、納得しがたいですし、特に市民社協の名誉会長は市長でいらっしゃるし、福祉公社のトップは副市長でいらっしゃるし、こういう緊急事態のために伝家の宝刀をすらりと抜いて、よし、わかったぞ、みんなの心意気にこたえてここに何とかしましようというふうに言っていたと、このことを非常に市民としては期待をしておりました。勝手な期待なのかもしれませんが、特に副市長は福祉畑が長いというふうにも伺っていますので、市民の気持ちもすごくよくわかってくださっていると思うのです。

なので、どうしてもそこに期待してしまう。市のほうで、今まで必要であれば実現をしてくださったと武蔵野市民としては思っています。武蔵野市というのは市民の要望を実現してくださる市だというふうに思っていましたし、それで私たち協力してきたということもありますので、どうしてもそこに期待してしまう。拙速で決めてしまって、この先20年、30年、そこから動けなくなるというのは、やはり納得ができません。なので、その点も含めてぜひ検証していただきたいと思います。

- 委員長 重々思いは受けとめています。なければ、よろしければそろそろ、一応質疑応答はここまでとして、事務局のほうで何かございますか。
- 福祉公社常務理事 先月、評議員会、評議員、それから理事との検証委員会との懇談会を設けていただきましたが、7月28日に法人関係団体の皆

様と実務者会議との懇談を持ちました。その前からですけれども、各団体の方も直接検証委員会の方と意見交換をされたいということがございました。今日もご出席、傍聴いただいた方にはいろいろ意見交換をしていただいたわけですが、改めて委員長も積極的にお答えをされたいということですので、急ではございますが、来週の8月12日に、昼間の時間、午後1時半から3時30分の間ですが、検証委員会と両法人の関係者、関係団体の方との意見交換の場を持ちたいと思っています。場所については、大信の5階を予定しています。委員さんのご都合のつかない方がいらっしゃるかと思いますけれども、正副の委員長にはお願いできると思いますので、それをお願いしたいと思っています。

○委員長 了解しました。長時間にわたりありがとうございました。次回は8月26日、その前に12日、地域社協さんとの懇談会です。

以上で終わりたいと思います。